

## 論文の要旨

氏名 野間 小百合

論文題目 「国際著作権法の研究—国際特許法との対比において—」

### 論文の要旨

「国際著作権法」においては、「著作権の帰属」、「著作権の譲渡」、「著作権の侵害」についての準拠法の決定に関してベルヌ条約が抵触法規定を含み、本源国法主義(抵触法規定)と効力についての内国民待遇の原則(外人法規定)との組み合わせによるという原則が妥当する。

これに対して、「国際特許法」においては、「職務発明」、「特許権侵害」についての準拠法の決定が問題となり、パリ条約が抵触法規定を含み、権利付与国法主義と相対的属地主義との組み合わせによるという原則が妥当するものである。

第1部においては、「国際著作権法」の分野を対象とした。まず、著作権の帰属の準拠法は、著作権自体の問題として、ひいては権利の享有の問題として捉えるべきである。「映画の著作物について著作権を有する者を決定することは、保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる。」(ベルヌ条約 14条の2第2項(a)号)の規定は、保護国法によるとする抵触法規定ではなく、外人法規定であるので、効力については内国民待遇の原則によるとする規定であると考えられる。すなわち、結果的には、本源国法と内国法との累積的適用となるのである。

次に、問題となるのが、著作権譲渡の準拠法についての問題である。著作権の譲渡に関する準拠法の決定に関して、国際私法の理念および比較法の観点から、債権的法律行為と物権的法律行為とを区別し、前者については契約準拠法(法適用通則法 7条、8条、9条)の類推適用を行い、後者については、著作権自体の準拠法によりベルヌ条約が抵触法規定を含むとして、本源国法主義と効力についての内国民待遇の原則(ベルヌ条約 14条の2第2項(c)号)によることが望ましいと思われる。

さらに、問題となるのが、著作権侵害の準拠法についての問題である。ベルヌ条約 5条4項は、著作物の本国が変動する旨の規定を置いている。まず、未発行著作物の

場合には、著作者の本国が著作物の本國となる(ベルヌ条約 5 条 4 項(c)号)。次に、発行著作物の場合には、著作物の最初の発行地が本國となる(ベルヌ条約 5 条 4 項(a)号)。さらに、最初に著作物が発行された場所において当該著作物の著作権が成立しない場合には、その権利が成立する場所を探すことになる。このことを規定するものとして、同時に発行された著作物の場合には、保護期間の短い国が本國となる(ベルヌ条約 5 条 4 項(a)号)。このような著作物の本國を起点とし、そこでの要件を備え権利が成立すれば著作物の本源国が決定される。

次いで、ベルヌ条約は、5 条 1 項においては、著作物の本國以外の同盟国における外国人の権利の享有に関する内国民待遇の原則を、5 条 2 項 3 文においては、著作物の本國以外の同盟国における効力についての内国民待遇の原則(外人法規定)を規定している。また、5 条 3 項 2 文においては、著作物の本國における外国人の権利享有に関する内国民待遇の原則を規定している。さらに、ベルヌ条約 5 条 2 項 1 文においては、無方式主義が規定され、この規定こそがまさに本源国法主義の根拠となる規定である。すなわち、著作物の本國における形式的成立要件(方式としての登録・納本)は不要であり、実質的成立要件に関しては満たさなければならないとする条約上の抵触法規定を置くことにしたものである。

しかしながら、本國で方式を満たしていない著作権を内國において保護することになるという矛盾が存在することになるため、ベルヌ条約 5 条 2 項 2 文は、権利独立の原則を規定した。これは、方式からの独立を意味している。これによって、本國で方式を欠いて権利が成立していなくとも、保護国においては保護されるということを意味する規定である。

さらに、ベルヌ条約 5 条 2 項 3 文は、条約上の外人法規定であると解される。また、ベルヌ条約 7 条 8 項は、保護期間に関する規定を置き、原則として内国民待遇の原則によるとしながら、同条但書の規定は著作物の本國における保護期間を超えることはないし、この規定も本源国法主義を採用していることの一つの表れである。

したがって、著作権の帰属、譲渡、侵害の準拠法の決定に関しては、本源国法主義と効力についての内国民待遇の原則との組み合わせにより、一方で、著作者は、発行地を自ら選択することによって、著作者自身は一層保護の厚い国の法を選択することができ、他方、利用行為者は、利用行為を行う国の法のみに留意して行動をすればよいのであり、双方の利益が保護され、双方の予測可能性をも担保するものである。ま

た、侵害地国たる外国が非同盟国である場合には条約の適用範囲外となるが、コピーライトヘブンの問題は生じない。この点、保護国法主義を採用した場合にはこの問題を解決することはできない。この点、日本の刑法施行法 27 条柱書及び 1 号は、日本の著作権が A 国において日本人によって侵害された場合には、刑法 3 条における積極的属人主義により刑法の域外規定の適用を認めており、このことが日本で成立した著作権の効力が非同盟国たる A 国にも及ぶことを示している。すなわち、日本で成立した著作権の普遍的効力を前提としていると考えられる。

したがって、普遍主義から本源国法主義が導かれ、本源国法たる日本の著作権法が適用される（一方的抵触規定）。その帰結として、本源国法主義による場合には、日本法の適用となり保護国法主義を採用した場合に発生するコピーライトヘブンの問題は生じない。これに対して、保護国法主義によれば、保護国を侵害行為地であるとしたならば、非同盟国が保護国となり A 国法の適用となる。A 国法上、複製権が認められていなければ、この場合にコピーライトヘブンの問題が発生し、保護国法主義を採用した場合の弊害が顕著に現れる。以上のことを纏めると、著作権の帰属、移転、侵害の準拠法の決定に関しては、抵触法規定である本源国法主義（根拠規定としては 5 条 2 項 1 文：無方式主義）と外人法規定である効力についての内国民待遇の原則（効力については 5 条 2 項 3 文、なお、著作権の帰属については 14 条の 2(2)(a)号、著作権の譲渡については 14 条の 2(2)(c)号との組み合わせによることになる。また、ベルヌ条約が普遍主義を採用する根拠としては、ベルヌ条約が効力について内国民待遇の原則を採用し、外国において成立した著作権の効力を内国民待遇の原則により承認するというシステムを採用していることである（相対的普遍主義）。このような原則を採用した場合の最大のメリットとしては、本源国法主義によって著作権者は著作物の本国法のみに従って行動すればよいという法的利益の保護を、さらに、効力についての内国民待遇の原則によって利用行為者は内国法のみに従って行動すればよいという法的利益の保護をも実現するものである。

最後に、問題となるのが、インターネットにおける著作権侵害の準拠法についての問題である。この問題に関しては、WIPO 著作権条約がベルヌ条約の 2 条から 6 条を準用し本源国法主義と効力についての内国民待遇の原則との組み合わせであると考えられる。この点、著作物の最初の発行地を、著作権者が最初にデータをアップロードしたサーバーの所在地であると考えられる。

続いて、第 2 部においては、「国際特許法」の分野を対象とした。まず、職務発明の準拠法の決定に関しては、①特許を受ける権利の帰属、②移転、③対価請求権が問題となる。この場合には特許権自体の準拠法を類推適用することになる。職務発明の問題を物権的法律行為の問題であるとして性質決定し、結果的には、一括して特許を受ける権利の準拠法により、特許権の準拠法決定方法を類推して権利付与国法と相対的属地主義との組み合わせによるのが妥当であると考えられる。

次に、特許権侵害の準拠法の決定に関しては、ベルヌ条約の 5 条 2 項 3 文が著作物の本国以外の同盟国における内国民待遇の原則を規定しているのに対して、パリ条約に規定されている属地主義の原則は、内国における内国民待遇の原則であるということである。このことが意味することは、結果的には、パリ条約においては外国において成立した特許権の効力が及んでも承認しないという属地主義を採用しているということである。そのことから、さらに、権利付与国法主義、つまり、抵触法上の属地主義の原則が導かれる。

したがって、パリ条約は、権利付与国法主義と相対的属地主義(不承認)との組み合わせを規定しているものである。この点、著作物に関するベルヌ条約は、その構造として、本源国法主義と相対的普遍主義(効力についての内国民待遇の原則:条件付きで承認する)との組み合わせを規定しているものであるという結論が導かれるのである。

このように、本研究においては、著作権には無方式主義が採用されていることから普遍主義が、特許権については方式主義(登録制度)が採用されていることから属地主義が妥当するという両権利の性質の違いに着目し、前者については、本源国法主義と効力についての内国民待遇の原則との組み合わせによるとする原則が妥当し、後者については、相対的属地主義と権利付与国法主義との組み合わせによるとする原則が妥当するという結論を導くことができた。これらの原則に基づくならば、従来の議論には見られなかった、著作権と特許権とを一括して知的財産権の問題として論じるのでではなくて、その性質上の相違に着目して妥当な準拠法決定を行い問題を解決できる。そうであるならば、権利者と利用行為者の双方の利益保護の観点からも、法的安定性を確保しながら、円滑な権利の行使が実現できるものと思われる。

したがって、ベルヌ条約は、著作権の準拠法として「帰属」、「譲渡」、「侵害」に関する抵触法規定を含み、本源国法主義と効力についての内国民待遇の原則との組み合わせによる。

